

1 プランの概要

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることを目指して、2027 年度から 2029 年度の 3 年間を計画期間とする「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 27-29」(以下、「プラン」という)を策定します。

このプランでは、「老人福祉計画」「介護保険事業計画」「認知症施策推進計画」を一体的に策定することで、高齢者施策の全体像を体系的に示し、より効果的な高齢者施策の推進を図ります。

【位置づけ】

- ・老人福祉法第 20 条の 8 に基づく市町村老人福祉計画
- ・介護保険法第 117 条に基づく市町村介護保険事業計画
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に基づく市町村認知症施策推進計画 <新規>

2 プラン改定のポイント

(1)「健康の視点」の追加 <変更>

2024 年 9 月に 6 年ぶりに閣議決定された新たな高齢社会対策大綱では、健康・福祉の分野における基本施策の指標として、「健康寿命の延伸」や「健康診査受診率の向上」、「通いの場への参加率向上」などを定めており、健康や介護予防、介護保険制度の持続可能性に関する取組みが求められています。

住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることは、誰もが抱く共通の願いです。そのためには、自身が健康と感ずることや介護が必要になっても安心して生活できる環境が必要になります。

このことを踏まえ、あらためて健康の視点を加え、「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと健康に暮らし続けられること」を目指します。

(2)「認知症施策推進計画」策定の努力義務化 <新規>

2024 年 1 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」という)が施行されました。認知症基本法が定める基本理念及び基本的施策は、これまでに市が先進的に取り組んできた認知症施策の方向性と一致するものです。

このことを踏まえ、同法に基づき策定する市町村認知症施策推進計画を町田市いきいき長寿プランと一体的に策定することで、認知症になっても地域の中で自分らしく活躍できる「認知症とともに生きるまち」の更なる推進を目指します。

(3)介護保険料の改定 <継続>

安定した制度運営を行うため、3 年ごとに介護保険事業計画を策定し、計画期間にかかる総事業費の推計を行い、必要となる保険料を算出して保険料改定を行います。今後も引き続き、安定した介護サービスを提供するため「持続可能な介護保険制度を運営すること」を目指します。

3 基本理念＜継続＞・基本目標

このプランでは、これまで町田市が掲げてきた「高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～」を基本理念とし、下記の3つの基本目標を定めました。

基 本 理 念

高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち
～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～

基本目標Ⅰ ＜変更＞

「住み慣れた地域で、みんなでいきいきと健康に暮らすことができる」

前計画の基本目標である「住み慣れた地域で、つながり、支えあいながら、いきいきと暮らすことができる」に、あらためて健康の視点を加え基本目標を定めました。地域でつながり、支え合いながら、みんなで健康寿命の延伸を目指します。

基本目標Ⅱ ＜新規＞

「認知症になっても地域の中で自分らしく活躍することができる」

高齢化の進行に伴い、認知症の人の増加が見込まれるなか、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で自分らしく活躍することができるよう「認知症とともに生きるまち」を目指します。

基本目標Ⅲ ＜継続＞

「将来にわたり、よりよい介護サービスを安心して利用し続けることができる」

高齢化が著しく進行していくなか、中長期的なサービス提供体制の確保が求められることから、前計画から基本目標を引き継ぎました。引き続き、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。